

令和2年4月10日

保護者の皆様

たつの市立誉田小学校
校長 谷 口 治

市内市立小中学校における臨時休業期間の延長について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥こととお喜び申し上げます。平素は、本校教育活動にご理解ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、本市においても新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、市内小中学校における臨時休業が決定したところです。

そのような中、兵庫県知事からの新たな要請を受け、当面4月19日（日）までとしていた臨時休業を5月6日（水）まで延長いたしますので、ご理解ご協力をお願いします。

記

1 臨時休業期間

令和2年4月8日（水）から5月6日（水）までの間

2 登校日について

週に1日、午前中に設定します。通常通り登校してください。完全下校は、10時30分です。可能な限り、マスクを着用のうえ登校させてください。

登校日は、4月 20日（月）、 27日（月）の 2日間です。

※健康状態の確認、学習状況の確認を行います。感染の不安・心配を理由に登校できない児童生徒については、遠慮なく学校にご相談ください。

※なお、休業期間・登校日については今後の状況により変更することもあります。

3 健康観察について

- （1）毎朝、家庭で必ず検温、健康観察を実施し、健康観察カードに記入をお願いします。
- （2）登校日に健康観察カードをお子様に持たせてください。学校で児童生徒の健康状態の確認をします。
- （3）発熱（37.5度以上）やひどい咳、倦怠感など風邪の症状が続く場合は、学校へ連絡をお願いします。

3 学習支援について

- （1）教科書を使用した学習や学習支援ソフト等を活用した学習を進めるよう声かけをお願いします。
- （2）登校日には、学習状況を確認するとともに家庭学習についての連絡をします。

4 児童生徒の心のケアについて

- （1）休業中の心理的な不安等への対応には、教員はもちろん SC、SSW 等も活用することができますので、学校へご相談ください。
- （2）別紙「臨時休業中の生活等について」を参照のうえ、児童生徒の基本的な生活習慣の確立にご留意ください。

5 その他

- （1）臨時休業期間中、中学校の部活動については実施しません。
- （2）各家庭においては、引き続き不要不急の外出の自粛をするとともに、次のような対策をお願いします。
 - ①感染源を絶つ 毎朝の検温及び風邪症状等の確認の徹底
 - ②感染経路を絶つ 手洗いや咳エチケットの指導の徹底
 - ③抵抗力を高める 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう学校でも改めて指導を徹底